

森林生態系に配慮した 木材製品の調達に関する アンケート結果報告書

(特非) グリーンピース・ジャパン

WWF ジャパン

国際環境 NGO FoE Japan

(財)地球・人間環境フォーラム

熱帯林行動ネットワーク(JATAN)

ひとりの力が、世界のカへ。国際環境保護団体
GREENPEACE
グリーンピース・ジャパン

 **FoE**
Japan



JATAN
JAPAN TROPICAL FOREST ACTION NETWORK
熱帯林行動ネットワーク

目次

アンケートに至った経緯と方法.....	2
アンケート結果の概要.....	3
森林生態系に配慮した木材製品の調達に関するアンケート集計結果.....	4
アンケート結果の考察.....	15
添付資料	
➤ 森林生態系に配慮した木材調達に関する NGO 共同提言.....	17

アンケートに至った経緯と方法

世界の森林は急速に減少・劣化の一途をたどっているが、その最も大きな要因の一つが持続可能でない伐採である。日本は世界屈指の木材輸入国であり、国内の木材需要の約 8 割が海外から輸入された木材である。これらの国々には、原生林を含む保護価値の高い森林が破壊的に伐採されたり、その国の法律に違反した伐採が深刻化している国も含まれている。

5 団体は 2004 年 10 月に「森林生態系に配慮した紙調達に関する NGO 共同提言」、2006 年 2 月に「森林生態系に配慮した木材調達に関する NGO 共同提言」(添付資料参照)を公表し、企業や行政機関に対して、世界の森林を破壊から守るために購入・調達する側からの積極的な働きかけや支援が必要であると訴え、森林生態系に配慮した調達方針の策定を呼びかける活動を行ってきた。

この活動の一環として、2006 年 4 月 3 日から 5 月 15 日にかけて「森林生態系に配慮した木材製品の調達に関するアンケート」を行なった。5 団体がこれまでに働きかけを行ってきた企業のほか、製材、合板、建材、商社などの木材を取扱う企業、住宅、建設、家具、ホームセンターなどの木材製品を多く利用すると考えられる業種の企業、各都道府県、政令指定都市、中核市をアンケートの対象にした。アンケートの目的と主な内容は、以下の通りである。

[アンケートの目的]

- 木材製品の調達に関する企業・自治体の取組みに関する現状把握
- 木材製品の持続可能な利用に向けた取組みを推進するための検討資料

[アンケートの主な内容]

- 「森林生態系に配慮した木材調達に関する NGO 共同提言」について
- 木材、木材製品のサプライ・チェーンの把握状況
- 森林生態系に配慮した木材調達の取組み状況
- 木材製品の調達方針の有無
- 今後の木材の生産地における環境や社会に配慮した調達の取組みの予定

アンケート結果の概要

アンケートの有効回答数は164であった（回収率26%）。業種の内訳で多かったのは、企業では、建設26社、住宅16社、建築材料卸売業12社、その他製造業9社、合板製造8社、総合商社6社で、地方自治体は、都道府県33、政令指定都市及び中核市22であった。

アンケートに回答した組織のうち、79%の組織が「森林生態系に配慮した木材調達に関するNGO共同提言」に対して「賛同できる」または「概ね賛同できる」と回答し、「一部賛同できる」は12%、「わからない」または「無回答」が9%で、「賛同できない」と回答した組織はなかった（Q1-1）。

木材、木材製品のサプライ・チェーンについては、木材の情報を「すべて」または「ほぼすべて」把握していると回答したのは、生産国について47%、伐採地について17%、樹種について53%、森林のタイプについて20%で、「ほとんど把握していない」または「把握していない」と回答したのは、生産国について38%、伐採地について63%、樹種について28%、森林のタイプについて62%であった（Q2-2）。また、木材の供給ルートの把握についても、「すべて把握している」または「ほぼすべて把握している」は28%、「直接の仕入先以外把握していない」は64%と、伐採地の把握状況とほぼ同様の結果だった（Q2-3）。サプライ・チェーンの調査方法については、「購入先に質問」が51%と最も多く、「自ら調べる」（10%）、「第三者に聞く」（5%）と続いた（Q2-1）。

森林生態系に配慮した木材調達の取組みを「行なっている」と回答した組織の割合は、合法性の確認が40%、保護価値の高い森林を破壊しているものの回避が30%、地域住民や利害関係者との対立や紛争を起こしているものの回避が23%、元来の生態系に重大な影響を与える森林経営によるものの回避が24%、森林認証製品/木材の利用が30%、リサイクル材の利用52%がであった（Q3-1）。これらの取組み状況について公表しているのは全体の15%であった（Q3-3）。

森林生態系への配慮から実際に木材製品の購入を停止したことが「ある」と回答したのは19組織（12%）で、その内容は、ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約：CITES）附属書Ⅱに登録されたラミン材が9組織で最も多かった（Q3-4）。

木材の生産地における環境や社会に配慮した文書化された調達方針については、38組織（23%）が「持っている」と回答した（Q4-1）。このうち、時期や数値目標を含む具体的な行動計画を「持っている」と回答したのは11組織（29%）であった（Q4-3）。

今後の木材の生産地における環境や社会に配慮した調達の取組みについては、合法性の確認を62%が、森林認証製品の利用を51%が、リサイクル材の利用を47%がそれぞれ行なうなどと回答し、これらの取組みを盛り込んだ調達方針を策定または改定する予定があると回答した組織は47%であった（Q5-1、Q5-2）。

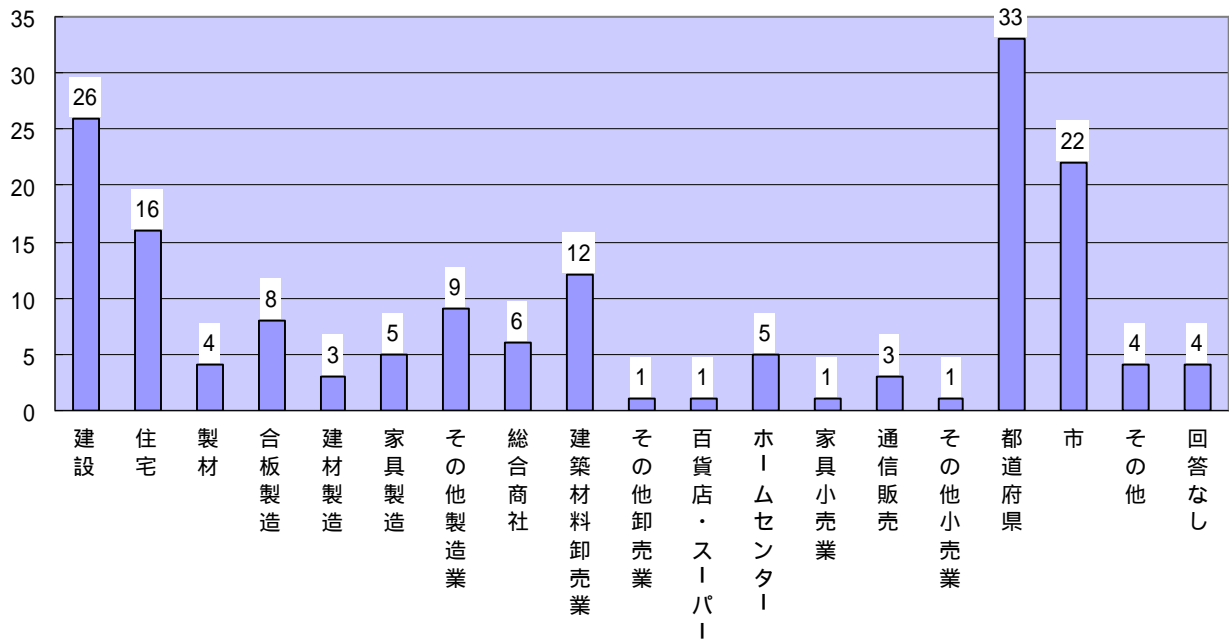
一方、現在調達方針を持っておらず、今後策定の予定もない理由については、「実施のための情報・支援策が少ない」（30%）が最も多く、「実施のための方法がわからない」（17%）、「実施のための人材が確保できない」（17%）、「必要性を感じていない」（15%）が続いた（Q5-3）。

森林生態系に配慮した木材製品の調達に関するアンケート集計結果

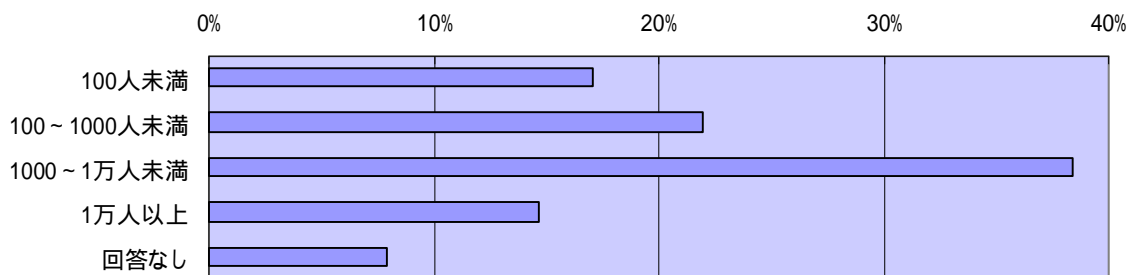
アンケート有効送付数：631

アンケート有効回答数：164（回収率：26%）

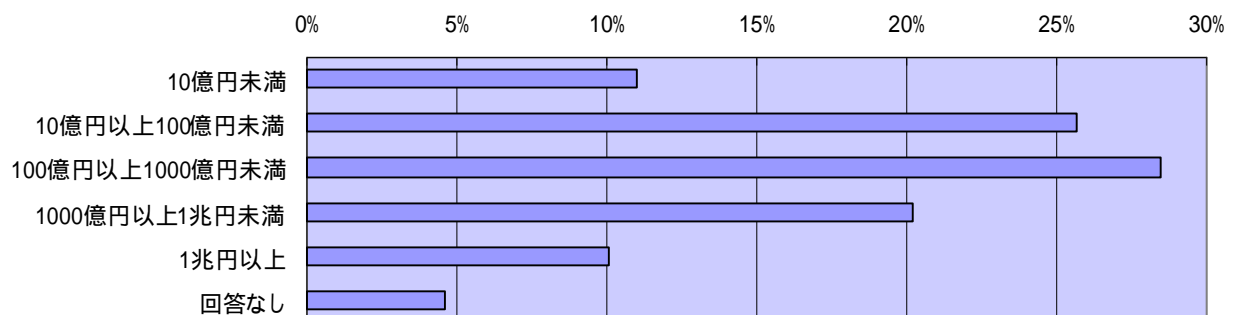
回答対象組織の業種（数字は組織数）



従業員数

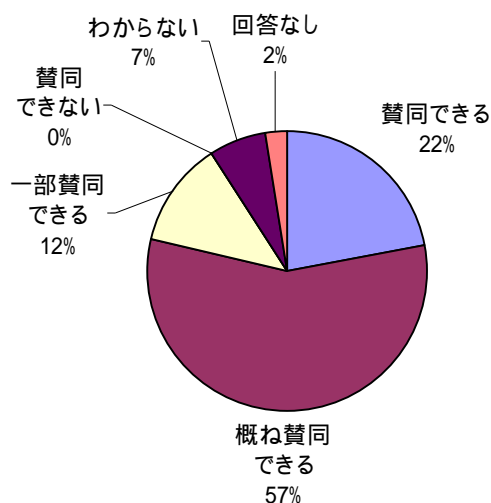


直近売上高（実績、企業の場合のみ、母数：109）



Q 1 . 添付の「森林生態系に配慮した木材調達に関する NGO 共同提言」について

[Q 1 - 1] 本提言の趣旨に賛同できますか？



[Q 1 - 2] 本提言に対するご意見をお書きください。 (自由記述)

主な内容 (2 件以上):

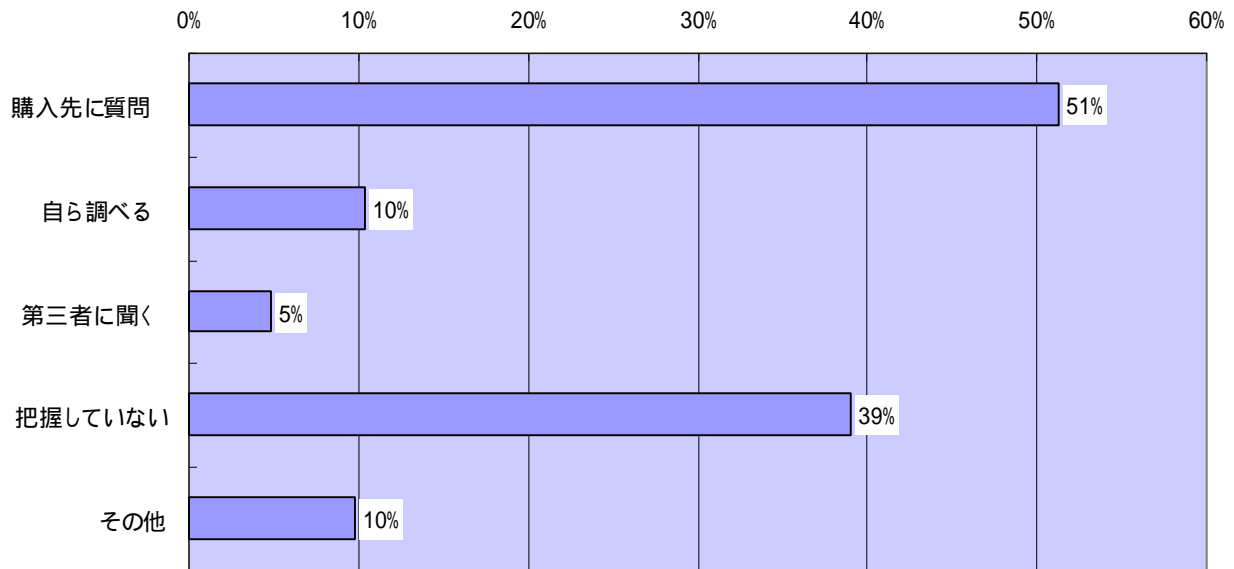
- 木材の情報を把握することは困難である (10 件)
- 国際的仕組み・国の法規制が必要である (7 件)
- 木材の情報を確認するシステムが必要である (7 件)
- 価格・コストの面で課題がある (5 件)
- 具体的な判断基準、表示制度が必要である (5 件)
- 森林認証制度の普及、認証材の供給体制を強化する必要がある (5 件)
- 人員整備が難しい、多くの作業量が必要である (4 件)
- ユーザーの意識改革・協力が必要である (3 件)
- 対応は困難・できる範囲で対応したい (3 件)
- 自由度が高い、コストが高すぎない森林認証制度が必要である (2 件)
- 木材の情報の正確性が期待できない (2 件)
- 生産地の雇用にも配慮が必要ではないか (2 件)
- 輸出国の法整備やそれに伴う文書が必要である (2 件)

(現在の取り組みや今後の予定に関する内容)

- 国産材 (県産材) の利用を進めている・進めたい (8 件)
- 森林認証材の利用を進めている・進めたい (7 件)
- 国のグリーン購入方針に対応している・対応予定 (5 件)
- リサイクル材を利用している・利用したい (3 件)
- 取引先への指導・理解を求めていく (3 件)
- 提言を参考に調達基準を見直したい (2 件)

Q2 . 木材、木材製品のサプライ・チェーンの把握

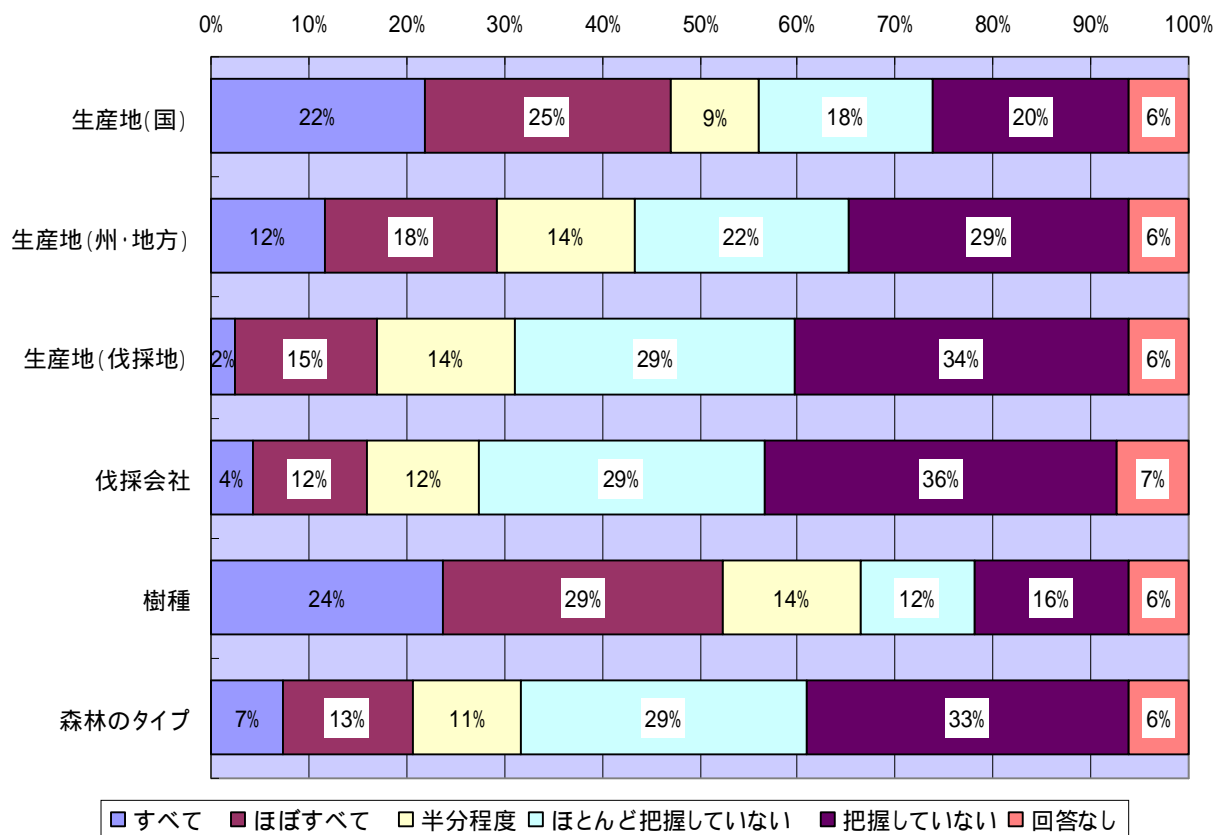
[Q2 - 1] 貴組織において製造・販売している / 使用している木材製品のサプライ・チェーン（木材の生産地（伐採地）からの供給ルートおよび木材の生産地（伐採地））を把握していますか？ 把握している場合、どのように調査を行っていますか？（複数選択可）



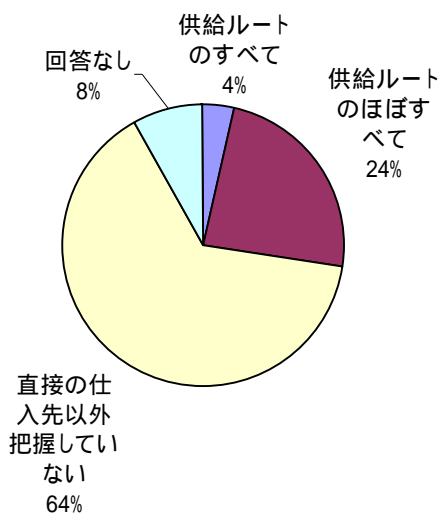
「その他」の内容（2件以上）:

- 国産材（県産材、地域産材）のみ把握、国産材（県産材、地域産材）の利用を原則

[Q 2 - 2] 貴組織において製造・販売している / 使用している木材の以下の情報について、どの程度把握されていますか？

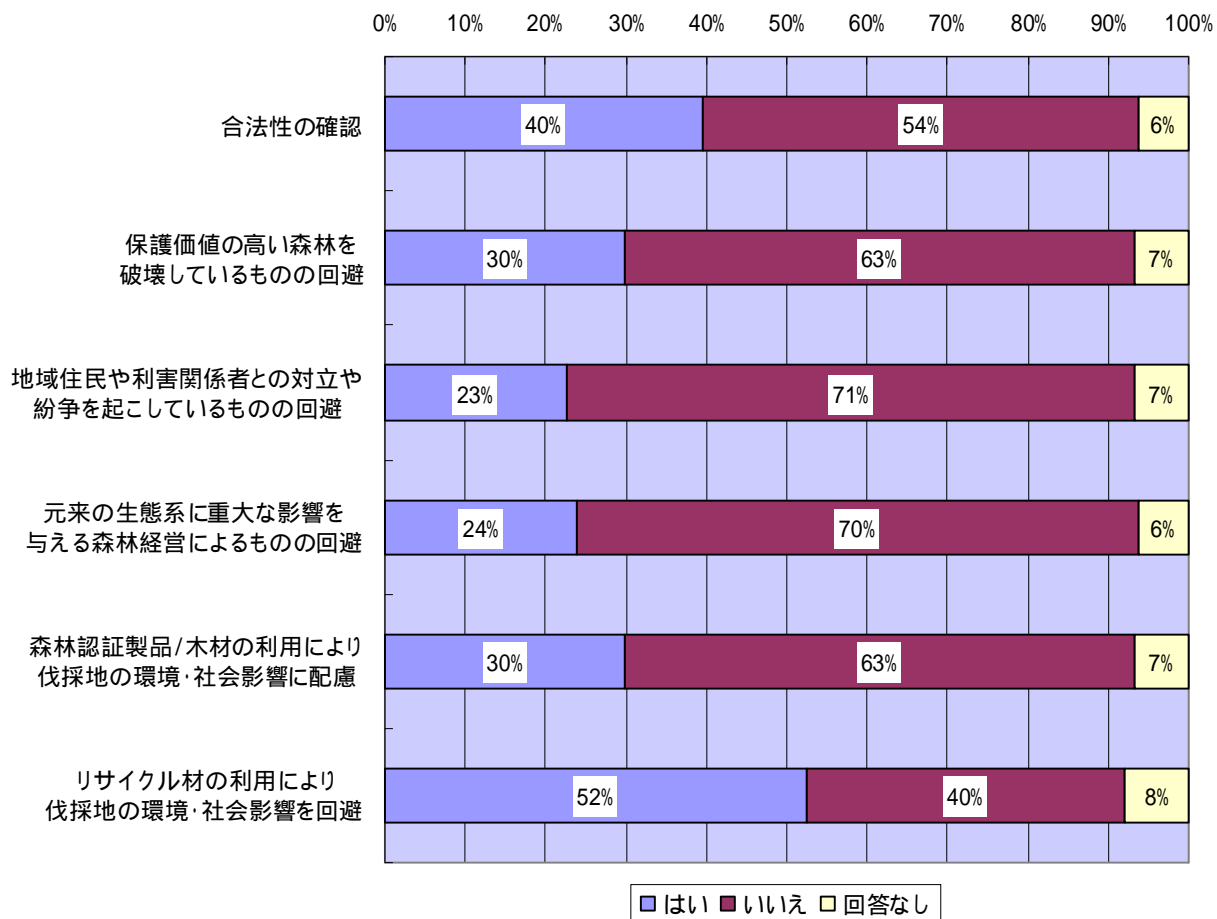


[Q 2 - 3] 貴組織において製造・販売している / 使用している木材の供給ルート（貴組織と伐採会社の間にある業者すべて）について、どの程度把握されていますか？（1つだけ選択）



Q 3 . 森林生態系に配慮した木材調達の実践

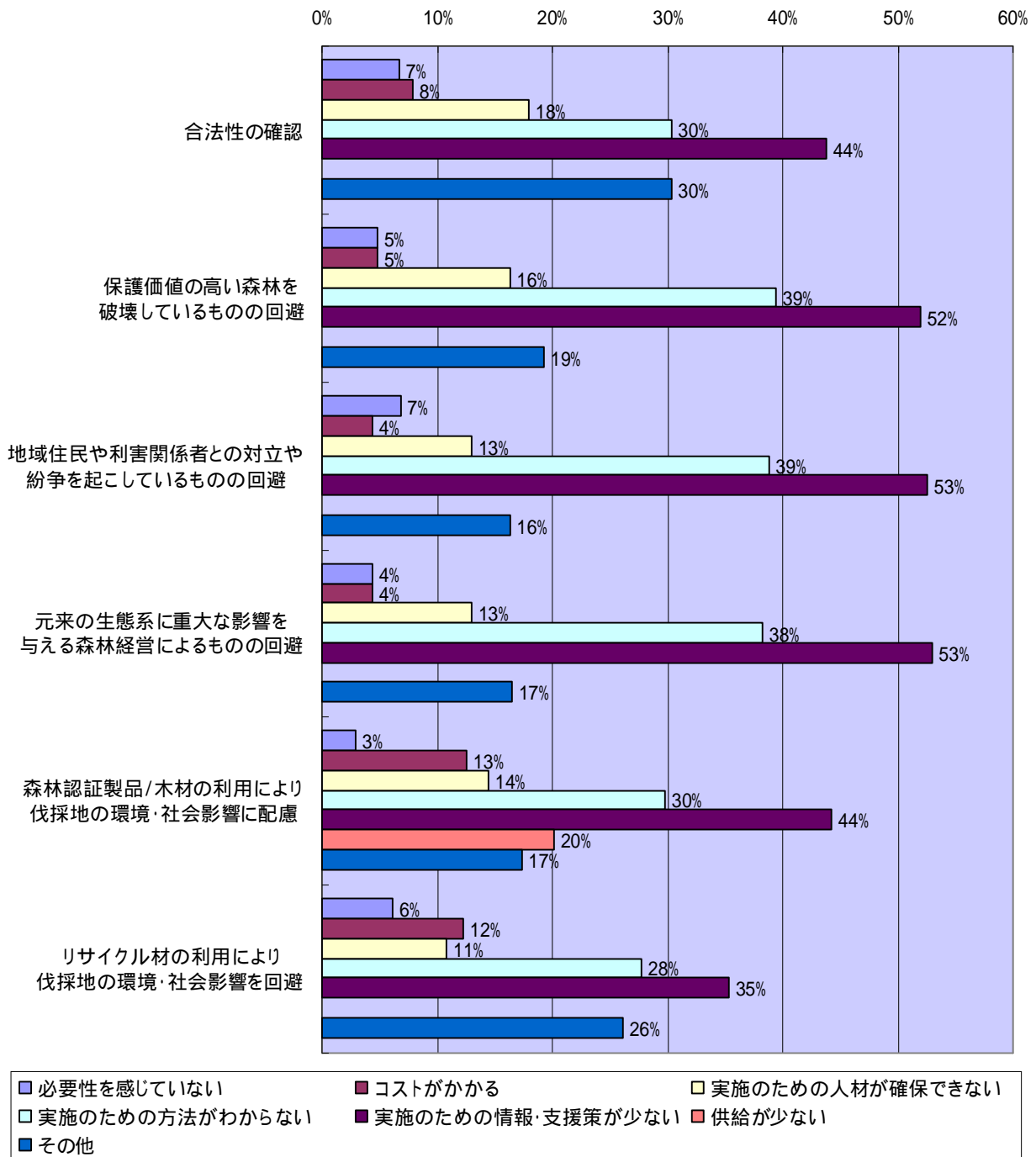
[Q 3 - 1] 貴組織では、森林生態系に配慮した木材調達において、以下の実践を行なっていますか？
行っていない場合は、その理由を記入してください。



その他の木材に関する内容（自由記述、2件以上）

- 県産材・地域産材の利用促進
- 国のグリーン購入法に対応
- 植林材の利用
- 木質再生原料を用いた製品の取扱い・利用

取組みを行っていない場合の理由：



「その他」の内容（2件以上）：

(1) 合法性の確認

- 検討中、今後予定
- 合法的だと認識、合法的である事を前提、仕入先を信用しているため
- 確認体制がないため

(2) 保護価値の高い森林を破壊しているものの回避

- 合法性を確認しているため
- 仕入先を信用しているため
- 考えた事がない、検討していない
- 取組みを行うことが困難、多段階且つ複雑なサプライチェーンが想定されるため
- 検討中

(3) 地域住民や利害関係者との対立や紛争を起こしているものの回避

- 合法性を確認しているため
- 仕入先を信用しているため
- 取り組みを行うことが困難、多段階且つ複雑なサプライチェーンが想定されるため
- 客観的判断が難しいため
- 紛争が起きていることを予想していないため
- 考えた事がない、検討していない

(4) 元来の生態系に重大な影響を与える森林経営によるものの回避

- 合法性を確認しているため
- 仕入先を信用しているため
- 取り組みを行うことが困難、多段階且つ複雑なサプライチェーンが想定されるため
- 考えた事がない、検討していない

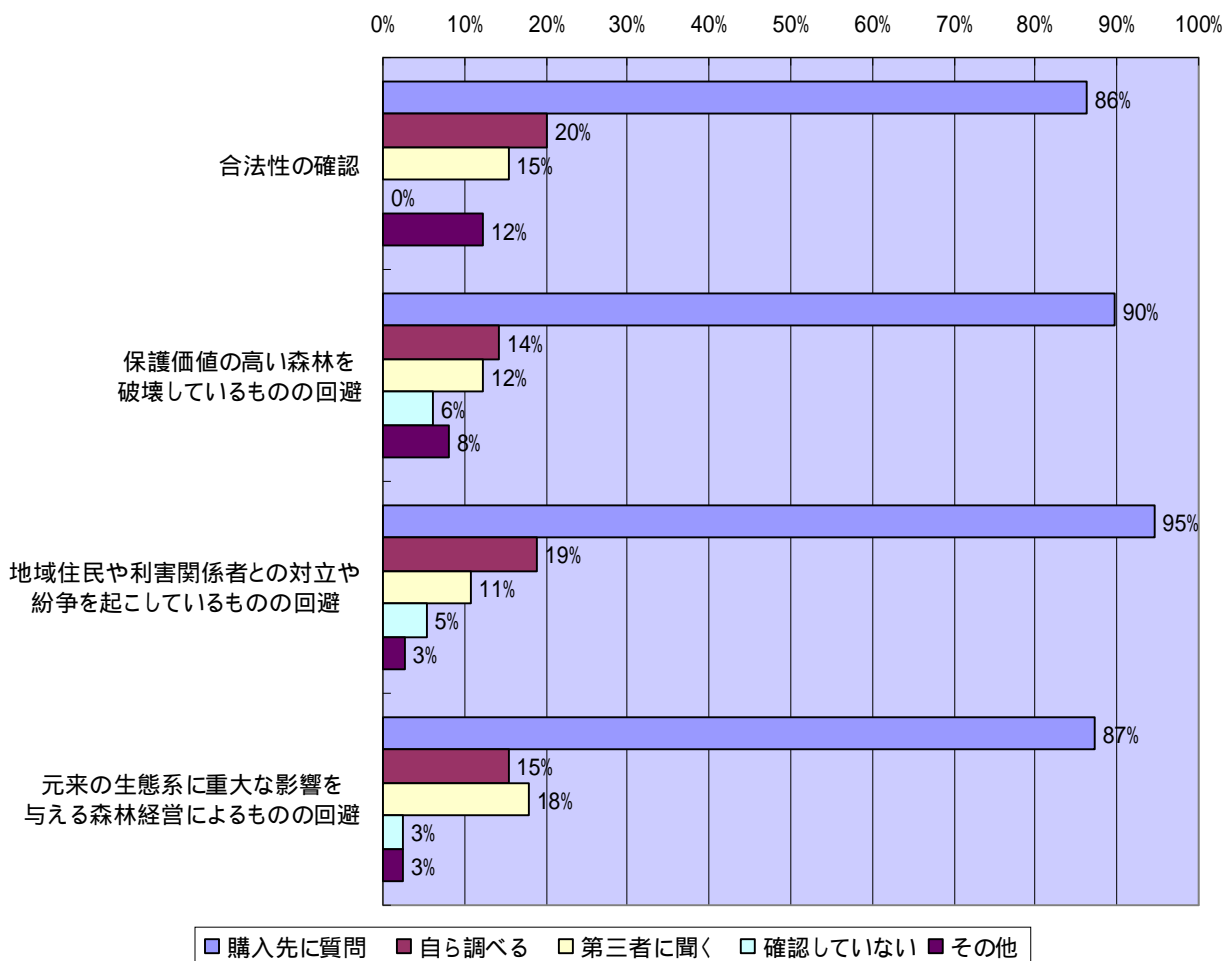
(5) 森林認証製品/木材の利用により伐採地の環境・社会影響に配慮

- 市場に出回っていない、認証制度が確立されていないため
- 仕入先を信用しているため
- 今後検討、今後予定
- 考えた事がない、品質要求以外気に掛ける事ではないため

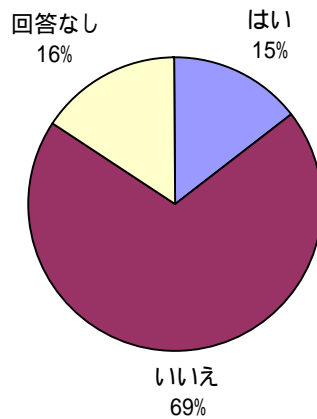
(6) リサイクル材の利用により伐採地の環境・社会影響を回避

- 市場に出回っていない
- 製品に不向き、性能、規準に合わないため
- 仕入先に一任しているため

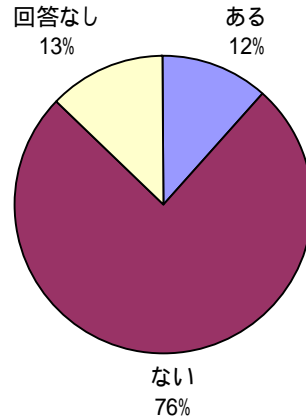
[Q3 - 2] Q3 - 1で「はい」と回答された項目について、その取り組みを実行するために、それぞれどのように現状の確認・判断をされていますか？（各項目について複数選択可。各項目の母数はQ3 - 1のそれぞれの「はい」の回答数）



[Q3 - 3] Q3 - 1の取組み状況について公表していますか？（1つだけ選択）



[Q3 - 4] これまでに、森林生態系への配慮（Q3 - 2(1)～(4)項目に該当）から、木材製品の購入を停止したことはありますか？ ある場合は、その内容を記入してください。（1つだけ選択、(ア)の場合は自由記述）

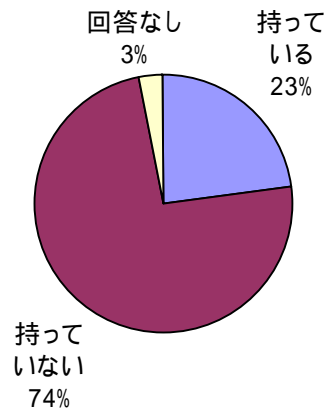


「ある」の内容：

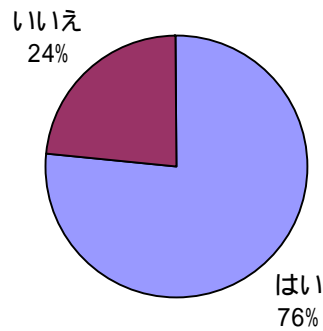
- ラミン材（9件）
- インドネシア産ラワン合板（1件）
- カポール、マトア（1件）
- 米国産レッドウッド（1件）
- ブラジル産イペ（1件）
- 熱帯材型枠（1件）
- 中国でインドネシア産原木を使用生産された製品（1件）
- 北米I社の製品（1件）
- 豪州G社のレッド・ガム（1件）
- 天然木の突き板（1件）
- 原材料と製造工場の変更（1件）

Q 4 . 木材製品の調達方針

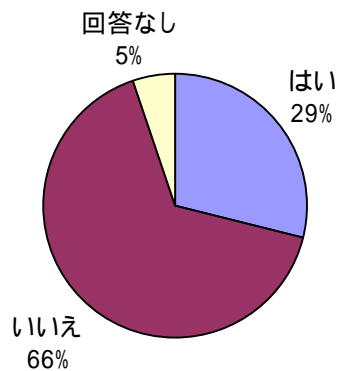
[Q 4 - 1] 貴組織は、製造・販売している / 使用している木材の生産地（伐採地）における環境や社会に配慮した文書化された調達方針をお持ちですか？



[Q 4 - 2] 調達方針を公表されていますか？（母数：38）

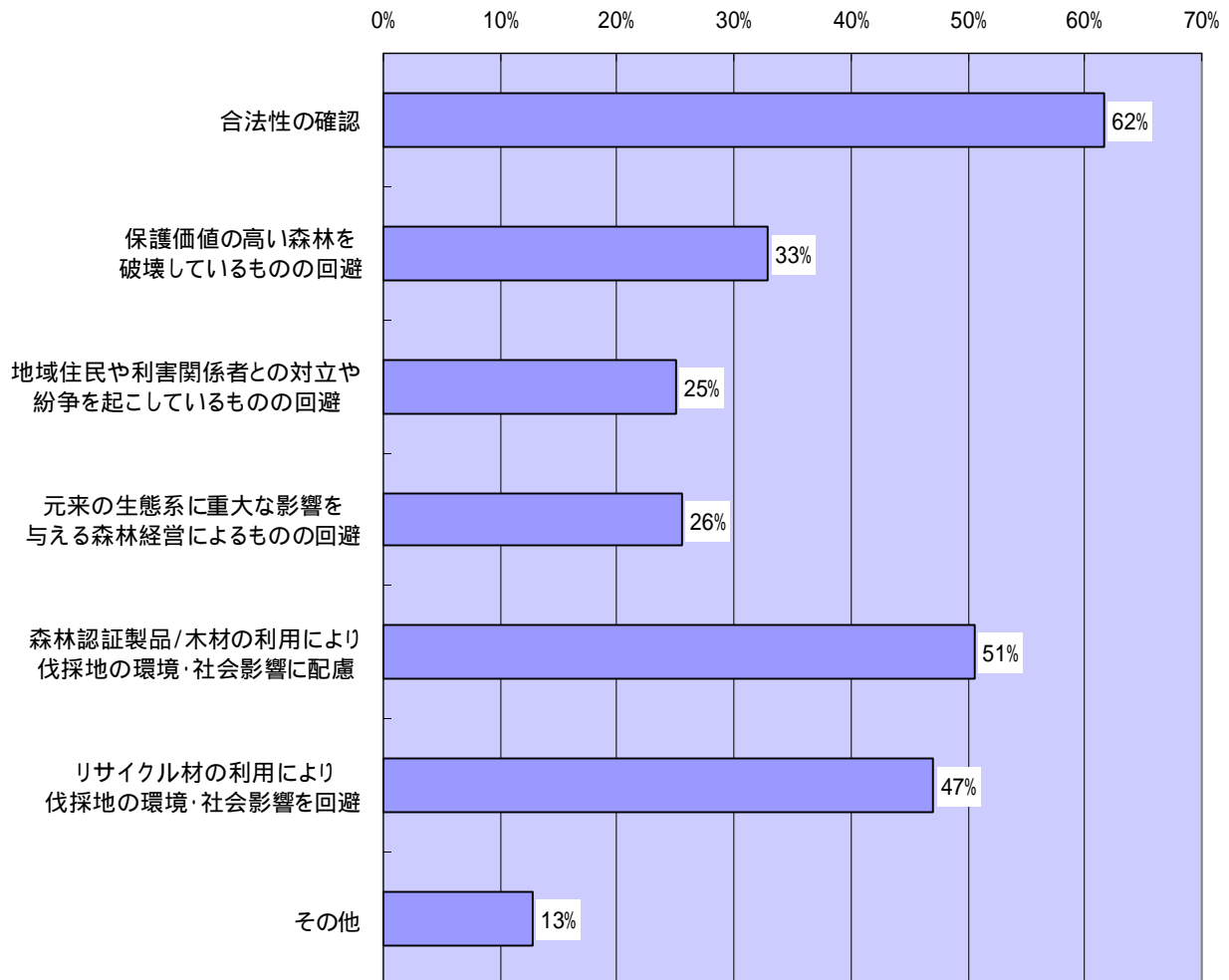


[Q 4 - 3] 貴組織は、木材製品の調達方針に基づく、時期や数値目標を含む具体的な行動計画をお持ちですか？（母数：38）



Q 5 . 今後の木材の生産地（伐採地）における環境や社会に配慮した調達の実践

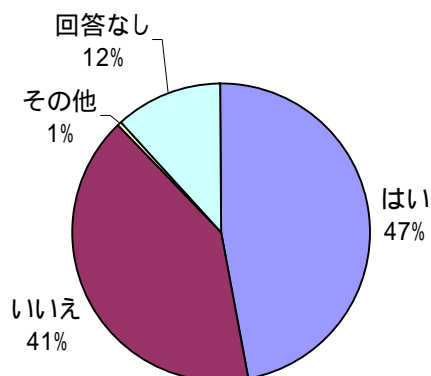
[Q 5 - 1] 今後、木材の生産地（伐採地）の環境や社会に配慮した調達を進めるために、下記のどの実践を行なわれますか？（複数選択可）



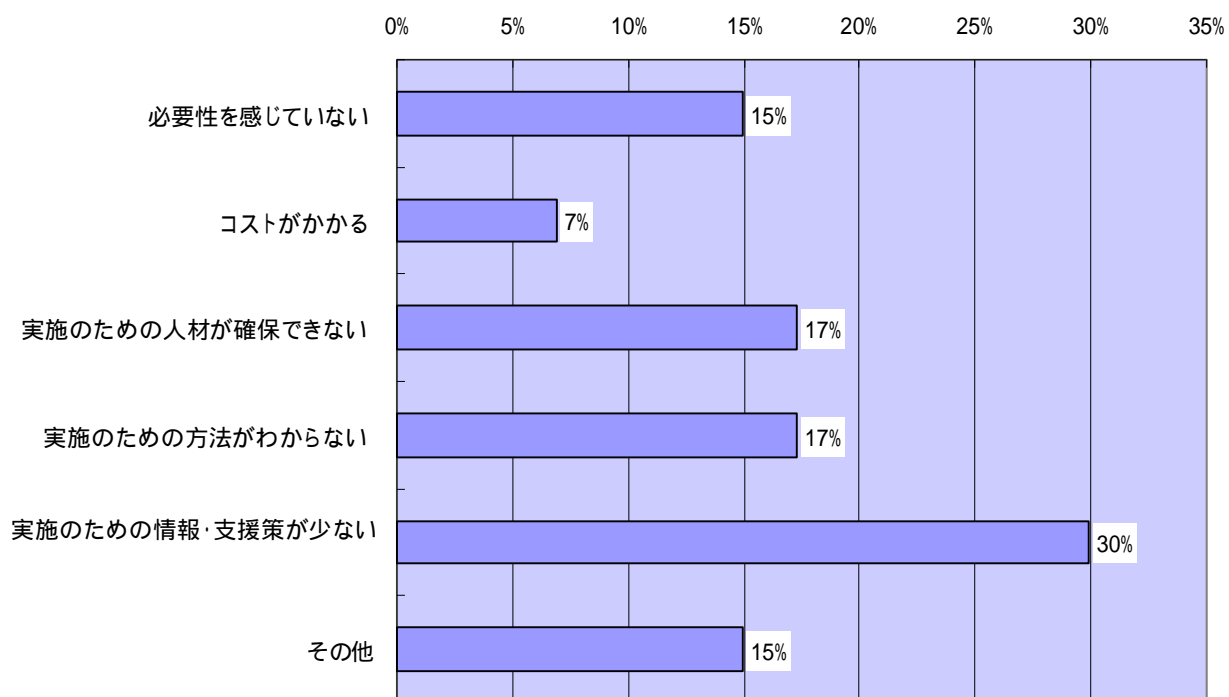
「その他」の内容（2件以上）:

- 検討中、今後検討、未定
- 特に考えていない

[Q 5 - 2] 今後、Q 5 - 1で回答された取組みを盛り込んだ調達方針を、策定または改定する予定がありますか？（1つだけ選択）



[Q 5 - 3] 調達方針をお持ちでなく、策定の予定もない場合、その理由をお聞かせください。（複数選択可。母数：67）



「その他」の内容（2件以上）:

- 容易に確認できる表示等、確認する為の社会的な仕組、顧客からの要請がないため
- 検討中、今後検討

アンケート結果の考察

「森林生態系に配慮した木材調達に関する NGO 共同提言」に対しては、「賛同できる」または「概ね賛同できる」と回答した組織が 79%に達したことから、広く賛同が得られたものと考えられる（Q 1 - 1）。

その一方で、NGO 共同提言に対しては、「木材の情報を把握することは困難である」「木材の情報を確認するシステムが必要である」といった意見が多かった（Q 1 - 2）。5 団体では、木材製品を調達する側が自ら、調達先の供給業者を通して、木材の生産地における森林管理などに関する情報を入手する行動を求めているが、生産地に近い供給側の企業にも、率先して情報を提供する姿勢が求められている。逆に、供給側の企業からは「ユーザーの意識改革・協力が必要である」といった意見もみられた。この結果から、供給側の企業は木材生産者に木材に関する情報を求めて、その情報を調達側に提供すること、また、調達側は情報を求めるだけでなく、供給側の取組みを促すことが望ましいと考えられる。また、木材の情報を確認するシステムについては、信頼のおける森林認証制度のほか、認証取得に向けて森林管理を継続的に改善するプログラムを利用することを、5 団体では提言している。

また、「国際的仕組み・国の法規制が必要である」といった意見も多かった。本年 4 月に国のグリーン購入法の判断基準が改定され、国等の機関が調達する木材の合法性が求められるようになった。しかし、グリーン購入法で要件としているのは森林伐採に関する法令の遵守のみで、森林経営の持続可能性は「配慮事項」に過ぎず、その明確な基準も示されていない。したがって、グリーン購入法に対応するだけでは、木材の生産地の環境や社会への配慮が十分であるとは言えない。

合法性の確認や保護価値の高い森林を破壊しているものの回避、リサイクル材の利用による環境影響の回避など、森林生態系に配慮した木材調達の取組みを行っていると回答した組織は 23～52%（Q 3 - 1）あったものの、これらの取組み状況について公表している組織は 15%と少なかった（Q 3 - 3）。森林生態系に配慮した木材調達は、重要な社会的責任のひとつであることから、積極的に公表することを求めたい。

森林生態系への配慮から木材製品の購入を停止した事例については、ワシントン条約附属書 II に登録されたラミン材が最も多かったが、それ以外にも、特定の樹種や製品において、伐採地の環境や社会に配慮したと考えられるいくつかの率先した例が見られた（Q 3 - 4）。

木材の生産地における環境や社会に配慮した文書化された調達方針については、38 組織（23%）が「持っている」と回答した（Q 4 - 1）。これを企業と地方自治体別にみると、企業が 17%、地方自治体が 36%と、地方自治体の方が高かった。また、調達方針の内容について回答に添付された文書やウェブサイトを確認したところ、この中には、木材調達についての明記がない環境方針だけの組織も含まれていた。調達方針に NGO 共同提言で求めている内容を明記しているのは、合法性の確認について 14 組織（12 自治体を含む）、保護価値の高い森林を破壊しているものの回避について 1 組織（特定地域の原生林材の削減）だけであった。

多くの自治体が国のグリーン購入法の基準改定に従って調達方針を改定しているが、その内容は合法性の確認にとどまっている。NGO 共同提言では、木材の合法性の確認のほか、保護価値の高い森林の回避、地域住民や利害関係者との対立や紛争を起こしているものの回避、元来の生態系に重大な影響を与えるものの回避、森林認証製品 / 木材の利用といった内容を含む調達方針を作成・公表することを求めている。

今後の木材の生産地における環境や社会に配慮した調達の取組みについては、47%の組織が調達方針

を策定または改定する予定があると回答した(Q5 - 2)。業種別にみると、特に合板製造(8社中7社、88%)、その他製造業(9社中7社、78%)で高く、また、回答数が少ないものの、建材製造(3社中3社)、家具製造(5社中4社)でも多かった(下表)。今後、森林生態系に配慮した内容を含む調達方針の策定が広がっていくことが期待される。

今後の調達方針の策定または改定する予定の業種別分析(Q5 - 2)

業種	予定あり	予定なし	その他	回答なし	総計
建設	8 (31%)	15 (58%)		3	26
住宅	7 (44%)	7 (44%)		2	16
製材	1 (25%)	3 (75%)			4
合板製造	7 (88%)	1 (13%)			8
建材製造	3 (100%)	0 (0%)			3
家具製造	4 (80%)	1 (20%)			5
その他製造業	7 (78%)	2 (22%)			9
総合商社	3 (50%)	2 (33%)		1	6
建築材料卸売業	6 (50%)	4 (33%)		2	12
その他卸売業	0 (0%)	1 (100%)			1
百貨店・スーパー	0 (0%)	0 (0%)		1	1
ホームセンター	2 (40%)	2 (40%)		1	5
家具小売業	0 (0%)	1 (100%)			1
通信販売	2 (67%)	1 (33%)			3
その他小売業	0 (0%)	1 (100%)			1
都道府県	19 (58%)	9 (27%)	1	4	33
市	6 (27%)	13 (59%)		3	22
その他	0 (0%)	2 (50%)		2	4
回答なし	2 (50%)	2 (50%)			4
総計	77 (47%)	67 (41%)	1	19	164

森林生態系に配慮した木材調達に関する NGO 共同提言

世界の森林破壊の問題を憂慮する私たち日本の NGO は、建材、家具・建具、梱包・木箱、薪炭材などの木材製品を調達・販売、またはそれら木材製品を使用した建築物を発注するすべての企業や行政機関に対して、持続可能な社会の実現に向けた社会的責任および予防原則に基づき、木材生産地(伐採地)の環境・社会影響に配慮した木材の利用を推進することを求めます。具体的には、以下の 6 つの指針に沿った調達方針および時期や数値目標を含む行動計画(アクションプラン)を作成・公表し、さらに供給業者に対して同様の取り組みを要求することを求めます。また、木材製品の生産者、流通・小売業者に対しても、以下の指針に従った木材製品の生産や販売を進めていくことを求めます。

なお、木材の生産地への配慮をする一方で、長期間利用できるように配慮した木材製品等の調達や建築物の発注、およびリサイクル材などの有効利用が重要であることは言うまでもありません。

- (1) 調達しているすべての木材製品の種類・量・用途を把握するとともに、それらに使われている木材の生産地における森林管理などの情報をすべて明らかにする。また、それらの情報が明らかにならない木質原料でつくられた木材製品は使用しない。
- (2) 調達する木材は、最低限合法性が確認されたものでなければならない。
- (3) 調達する木材は、保護価値の高い森林の生態系を破壊するものであってはならない。
- (4) 調達する木材は、地域住民や生産従事者の生活や権利に悪影響を及ぼしたり、利害関係者との対立や紛争が生じている地域からのものであってはならない。
- (5) 調達する木材が産出される森林の経営(植林を含む)は、元来の生態系に重大な影響を与えるという点で、利害関係者との対立や紛争が生じている天然林の大規模な皆伐を行っているものや、周辺生態系に著しい悪影響を及ぼす除草剤や肥料などの薬品の使用、遺伝子組み換え樹種を使用したものであってはならない。
- (6) 調達する木材は、天然林、人工林にかかわらず、独立した第三者機関によって審査され、生産から消費まで追跡可能な、信頼のおける森林認証制度により、適切な森林管理が行われているとの認証を受けたものの利用を目指す。認証材が入手可能でない場合は、認証に向かって継続的に改善をしている森林からの木材を優先して利用する。

2006年2月20日

提言団体:

グリーンピース・ジャパン

国際環境 NGO FoE Japan

WWF ジャパン

(財)地球・人間環境フォーラム

熱帯林行動ネットワーク(JATAN)

賛同団体:

Friends of Clayoquot Sound (FOCS) Japan

ウータン・森と生活を考える会

熱帯林行動ネットワーク名古屋

共同提言の背景と目的

世界の天然林は、毎年およそ 1,300 万 ha¹ (日本の面積の約 1/3) の減少を続けており、これ以外にも伐採などによる森林の劣化や植林地への転換が進んでいます。一部で森林再生の努力もされていますが、生物多様性が豊かなもとの生態系に回復するには、数百年という年月が必要であり、回復できない場合もあります。世界の森林生態系保全のために、今、最も必要なのは、植林を増進することよりも、まず森林の減少・劣化を食い止めることです。

このような背景から、私たち日本の NGO5 団体は、2004 年 10 月に「森林生態系に配慮した紙調達に関する NGO 共同提言」を公表し、紙製品の生産者、流通・小売業者、消費者に対して行動を求め活動を行ってきました。

木材は、鉄やアルミニウムなどの他の素材と比べ、生産・加工時におけるエネルギー消費量が少ないこと²や、適切な森林管理によるものであれば再生が可能な素材であるなどの点で優れています。日本は国土の 7 割近くが森林であり、森林の約 4 割を人工林が占めています。国内の人工林を中心とした森林資源は、年間成長量で見ると約 8,900 万 m³ に達しています³。一方、単純に比較はできませんが、日本の木材需要は約 8,900 万 m³ です⁴。

現在の木材供給の約 8 割は海外からのものであり、様々な国から木材を輸入しています。日本市場が木材を調達している地域では、ここ数年で天然林そのものが消失してしまう恐れのあるところもあります。法律や規制があっても、それが実践されなかったり、また、その法律や規制内容が多くの利害関係者からみて不十分であったりする場合や、木材生産地における環境への影響の面で問題のあるものも多いのが事実です。こうした現状に対しては、購入・調達する側から森林管理者への積極的な働きかけや支援があって初めて、問題が取り除かれ森林生態系保全へと向かうことができます。

北米や欧州のビジネス界においては、数多くの企業が森林環境に配慮した木材の調達を進めています。企業が、社会に対する責任であるとの認識から木材の調達方針を設けて、調達する木材がどこの森でどのように伐採されたものかを調べ、違法に伐採された木材や保護価値の高い森林からの木材などを含まないように供給業者に要求しています。

以下に我々が懸念している問題を簡単に紹介します。

【ロシア】

世界の未開拓林の 26% がロシア⁵、特にアジアロシアに集中しており、ロシアの森林は環境面について世界的にも重要性な位置を占めています。さらに、極東ロシアの南部にあるチョウセンゴヨウ (ベニマツ) を含む針広混交林は、動植物の希少種・固有種・絶滅危惧種の数が多いという点で重要な温帯林です。特に、アムールトラ、アムールヒョウという大型のネコ科の北限の生息域となっています。また、この森林は、チョウセンゴヨウの実、薬草、きのこをばくみ、これらの収穫は森林に依存する地域のコミュニティーにとって十分な収入を保証するものとなっています。ところが、広範囲にわたる非持続的な伐採と破壊的な森林火災により、人の手の入っていない森林の面積が減少し続けています。森林火災は主に人為に起因するもので⁶、極寒の山岳地帯や北部の永久凍土層および脆弱な土壌にある森林を部分的に砂漠に変え、南部ではシラカバ、ナラ、カラムツ、ヤマ

ナラシ等の二次的な落葉樹林や草原(ステップ)に変えてしまいます。1950年代以降に針広混交林が失われた総量は、面積では50%、蓄積量では60-75%と推計⁷されており、1989年にチョウセンゴヨウの森の商業伐採が正式に禁止となったにもかかわらず、森林の劣化は続いています。また、破壊的な伐採とは別に、木材の20-50%⁸が違法伐採またはロシアの法律や林業規則に違反していると考えられます。

残念ながらロシアでは連邦政府・地方政府ともに、大幅なりストラや度重なる制度改正により林業行政が機能しておらず、合法かつ持続可能な森林管理や、保護価値の高い森林の保全行うことができないでいます。

日本は、2003年には全出荷量の40.4%⁹を占めるなど、東シベリアおよび極東ロシアにとって大きな輸出先であり、日本の木材市場はこれらの地方における森林破壊に深い関わりがあります。イルクーツク州産のアカマツなどの針葉樹やハバロフスク地方/沿海地方産のカラマツ、エゾマツ、トドマツなど針葉樹が出荷の主要な部分を占めますが、同時に残存の針広混交林から伐採されるナラヤタモなど貴重な広葉樹の20%¹⁰、商業伐採が禁止されているチョウセンゴヨウ(ベニマツ)の25%¹¹を日本が輸入しています。さらに、東シベリアや極東ロシア産の木材を使用している中国製の内装材や木製家具の消費を通じて、ロシアの森林に間接的な影響を及ぼしています。

[文責:WWF ジャパン]

【アラスカ】

アラスカ南東部には沿岸温帯雨林という世界で最も希少な生態系の一つ¹²が、長さ約800km、面積約665万ha(日本の面積の約1/6)にわたって広がっています¹³が、過去30~50年間の伐採によって、約40万haの原生林が失われてしまいました¹⁴。とりわけトンガスと呼ばれる人の手の入っていない国有林でも伐採が行われていますが、多くの市民がこれに反対しています。

伐採される木材の大半は原木のまま輸出されており、日本が最大の輸入国となっています¹⁵。住宅や寺社仏閣の土台として米ヒバが、柱には米ツガが、ウッドデッキには米スギがよく使われています。また造作材として使われるシトカスプルスは、ピアノ・ギターなど楽器の素材としてもよく使われています。[文責:国際環境 NGO FoE Japan]

【カナダ】

カナダ、ブリティッシュ・コロンビア(B.C.)州にあるグレートベア・レインフォレストでは、先住民族、環境団体、伐採企業などの代表者によってなされた2001年の合意によって、保護地の指定や、保護地外での伐採方法の改善が進められてはいます。しかしこの保護が進むグレートベア・レインフォレストを除き、カナダ西部のB.C.州から北東部のラブラドル半島に残る原生の温帯雨林や北方林では、商業用の大規模な皆伐が、主な伐採方法として続けられています。北方林では特に、カリブーなどの何百種もの野生生物が生存するために必要な保護が十分なされていません。絶滅に瀕する野生生物の生息地が、カナダ政府や各州政府の決定によって脅かされていくことも起きています。たとえば、オンタリオ州では、皆伐の規模は250ヘクタールまでとされているながらも、州政府は時に、この面積以上の皆伐を許可することがあり、広大なものでは10,000ヘクタールもの広さ

が許可されていることがあります¹⁶。[文責:グリーンピース・ジャパン]

【インドネシア】

インドネシアでは、元来の未開拓林の 70%¹⁷がすでに失われてしまい、今も急速なスピードで減少し続けています。中でも違法伐採による影響は大きく、年間 4,200 万 m³ にのぼると推測される木材加工産業の生産能力に対して、2005 年に政府によって認可された伐採量は 840 万 m³ に過ぎないことから、インドネシアで生産される木材の 8 割前後が違法に伐採されたものと推測されています¹⁸。また、違法に伐採された木材がマレーシアや中国に違法に輸出され、そこで加工された製品が最終消費国に再輸出されているという実態も報告されています¹⁹。[文責:熱帯林行動ネットワーク]

【マレーシア】

マレーシアでは、元来の未開拓林の 85%²⁰がすでに失われてしまいましたが、サラワク州などでは森林伐採によって先住民族が抗議を起こす事態は続いています。また、州内の森林資源が枯渇したため、木材加工産業は隣国のインドネシアから原木を違法に輸入して利用しています²¹。

マレーシアの木材認証制度である MTCC (Malaysian Timber Certification Council) は、2000 年に利害関係者が参加するワークショップを開催しましたが、NGO や先住民族グループの意見が取り入れられることはほとんどなかったため、プロセスに参加していた 13 団体は 2001 年に脱退しました²²。2004 年には、原生林が残る最後の地域のひとつが MTCC に認証され、そこで生活する先住民族プナン人が抗議をしています²³。[文責:熱帯林行動ネットワーク]

【パプアニューギニア】

「生物多様性のホットスポット」とよばれる約 3,600 万ヘクタールの森林が存在するパプアニューギニアでは、住民の 8 割以上がこの森林に依存して生活しています²⁴。パプアニューギニアでは、伐採権取得のために、地主への「インフォームド・コンセント(十分な情報に基づく同意)」を得ることが義務づけられています。しかし、森林資源を容易に得ようとするマレーシア系伐採企業などの多国籍企業によって、違法な道路建設、甚だしい環境破壊、度重なる人権侵害、移民法違反、脱税などが繰り返されており、住民の生活の場である森林の破壊がおし進められています²⁵。住民の困窮や苦しみを無視して破壊的に伐採された原木は、日本市場へ輸出されており、主に合板となって消費されています。また、製材などその他多くの林産品が中国へ輸出され、最終的に製品となったものは、日本を含む世界各地へ流通しています。[文責:グリーンピース・ジャパン]

【アマゾン】

アマゾン熱帯雨林は、世界に現存する最大の熱帯雨林で、ブラジルのみならず、ガイアナ、ベネズエラ、コロンビア、スリナム、仏領ギアナ、エクアドル、ペルー、ボリビアなどにわたっており、その広さは米国の面積に匹敵します。ブラジル国内だけでも、先住民族を含める約 2,000 万人がこの森林に依存して生活していますが、過去 30 年間だけで日本の総面積 1.5 倍以上の 5,890 万ヘクタールがすでに破壊されています²⁶。違法で略奪的な伐採がこのアマゾンの森林破壊の核心的な要因で、ブラジルアマゾンで伐採される木材の 60~80% が違法に産出されていると推測されていま

す。虚偽の伐採許可証の使用、伐採許可範囲の無視、保護されるべき樹種の伐採、保護地や先住民族の土地からの盗伐などの違法行為が、人里離れた森奥深くで、頻繁に伐採企業によって繰り返されています。ブラジルアマゾンには7,000以上の伐採企業が進出していますが、違法行為を調査する連邦環境省(IBAMA)は、400万ヘクタールごとに調査員1名しか配置できていません²⁷。土地所有権問題の一例として、あるマレーシア系企業が31万ヘクタールもの土地を購入したことがありましたが、実際には半分近くの15万ヘクタールがデニ族の領地と重なっていたため、2001年には住民自らが伐採を禁ずる境界画定を行い、現在はブラジルの法の下でデニ族の領地であることが認識されています。アマゾンで伐採される木材は、主に合板、内装材、家具製造のために、米国、ヨーロッパ、日本で消費されています。[文責:グリーンピース・ジャパン]

【中国】

中国の木材輸入は、1998年以降国内の伐採が厳しく制限されたこと、そして市場開放や急激な経済成長によって大幅に増加、2004年には原木は2,600万m³、製材品は600万m³が輸入されています。とりわけ隣国ロシア産原木への依存度は高く、原木輸入全体の6割以上を占めています²⁸。また南洋材は、マレーシア、パプアニューギニア、カンボジア、ミャンマーなど近隣諸国から多く輸入しています。

外国から輸入された原木は、中国の安い労働力によって加工され、ナラフローリング、タモの集成板、アカマツの構造用集成材、シラカバの割り箸のほか、様々な家具となって日本にも輸入されています。いまや日本にとって中国は、金額ベースではカナダについて2番目に大きい木材製品の輸入先となっています²⁹。[文責:国際環境 NGO FoE Japan]

解説

(1) 調達しているすべての木材製品の種類・量・用途を把握するとともに、それらに使われている木材の生産地における森林管理などの情報をすべて明らかにする。また、それらの情報が明らかにならない木質原料でつくられた木材製品は使用しない。

事業・業務において利用されているすべての木材製品をリストアップし、製品名、量、用途、利用部署、調達先を調べる。また、リストアップしたすべての木材製品について、調達先の供給業者を通して、使用されている木材の原産国、伐採地、伐採会社、樹種、森林管理の状況、合法性に関する証拠書類などの情報を入手する。

(2) 調達する木材は、最低限合法性が確認されたものでなければならない。

日本が木材や木材製品を輸入している国の中で、違法伐採が大きな問題となっている国もあることから、そのような国で産出された木材については最低限合法性を確認することが必要である。ここでいう合法性とは、伐採時のみならず、植林等の事業用地取得や加工・流通・貿易における環境・社会・経済面の全ての関連法規を指す。例えば、自然保護に関する法規制、森林や土地の所有・利用権に関する法規制、伐採や森林管理に関わる法規制などである。また、合法性の確認は

信頼できる第三者によって行なわれるべきである。

(3) 調達する木材は、保護価値の高い森林の生態系を破壊するものであってはならない。

「保護価値の高い森林」の定義は、FSC(Forest Stewardship Council:森林管理協議会)によるHCVF(High Conservation Value Forest)の定義、アメリカのワイ川連合による Endangered Forest の定義などがある³⁰。

その内容は、固有種や絶滅危惧種などの存在する生物多様性の価値が高い森林、気候・地理・地形・生態の組み合わせにおいて世界的に希少な森林、人間の活動によって稀少となった未開発の森林、水源の保護や土壌浸食防止などの水土保持の価値が高い森林、先住民や地域社会にとって生活や健康など基本的ニーズを満たすために欠かせない森林、そして先住民や地域社会の伝統的文化を維持するために重要な森林などのことを指す。これらの森林生態系を破壊するような伐採により生産された木材を使用するべきではない。

(4) 調達する木材は、地域住民や生産従事者の生活や権利に悪影響を及ぼしたり、利害関係者との対立や紛争が生じている地域からのものであってはならない。

植林・伐採・運搬・製造時において、地域住民の森林の所有権や慣習的な利用権の侵害が生じたり、公害など地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしたり、生産従事者の権利を侵害したり、現地の環境団体を含む利害関係者との対立や紛争、苦情が生じている地域から生産された木材を使用するべきではない。

(5) 調達する木材が産出される森林の経営(植林を含む)は、元来の生態系に重大な影響を与えらるという点で、利害関係者との対立や紛争が生じている天然林の大規模な皆伐を行っているものや、周辺生態系に著しい悪影響を及ぼす除草剤や肥料などの薬品の使用、遺伝子組み換え樹種を使用したものであってはならない。

人工林は、本来、天然林への伐採圧を抑えるために、効率的な林産物生産を行うべきものである。従って、天然林の大規模な皆伐を行い、その後単一樹種による一斉造林を行うことなどは、今後避けるべきものとする。例えば FSC 認証では、1994 年以降の天然林を転換した人工林は、原則として認証の対象外となっている。

均等な品質および作業効率のみを追求して遺伝子組み換え樹種を使ったり、成長促進や除草、防虫・防疫のために、周辺の生態系に悪影響を及ぼすような化学薬品を使った植林地から生産された木材を使用するべきではない。周辺生態系に悪影響を及ぼす施業の例としては、この他に、土壌浸食・著しい河川水質汚濁を引き起こすような伐採、林道の敷設に伴う諸影響、および森林火災防止体制の不在等が挙げられる。

(6) 調達する木材は、天然林、人工林にかかわらず、独立した第三者機関によって審査され、生産から消費まで追跡可能な、信頼のおける森林認証制度により、適切な森林管理が行われているとの認証を受けたものの利用を目指す。認証材が入手可能でない場合は、認証に向

かつて継続的に改善をしている森林からの木材を優先して利用する。

現在、国際的な認証制度から地域・国ごとの認証制度まで、世界中に様々な森林認証制度があるが、生態系に破壊的な影響を及ぼす森林経営が認証されている制度もある。独立性、利害関係者の参画、透明性、トレーサビリティ、そして認証基準などの観点から、それぞれの制度を客観的に評価・判断することが必要である。現在のところ、国際的に最も信頼のおける制度は FSC の森林認証制度である。

また、認証材を入手することが困難な場合には、認証取得に向けて継続的に改善していることが信頼のできる第三者によって確認された森林からの木材を優先的に使用する。そのようなプログラムの例として、WWF の GFTN(Global Forest and Trade Network)³¹、TFT(Tropical Forest Trust)の事業³²、SGS 社の認証支援プログラム(Certification Support Program)がある。

以上

用語説明(五十音順)

【皆伐】

森林内の樹木を全て伐採する方法。その域内の生態系は完全に失われる。

【原生林】

天然(自然)のままに人手が加えられていない森林。ほぼ同じ意味として「オールドグロス林」という用語もあるが、樹齢 200 年から 1,000 年の樹木が大勢を占める、生態系として成熟した森林のことをいう。

【森林減少】

森林から他の土地利用への変換、または、長期にわたり樹冠被覆率が 10%以下に減少すること。

【森林劣化】

森林の一部が破壊され、生態系としての機能や森林資源の量が低下すること。

【天然林】

主として天然の力によって作られた森林。原生林と二次林が含まれる。

【未開拓林(frontier forest)】

世界資源研究所(WRI)が用いている用語で、「すべての生物種を維持するのに十分な広さのある手付かずの天然林」。

参考・引用文献 (ウェブサイトのアドレスはいずれも 2006 年 2 月 20 日現在)

¹ FAO “Global Forest Resources Assessment 2005: 15 KEY FINDINGS”, 2005

² 林野庁「カーボン・シンク・プロジェクト推進調査事業」によると、各種材料製造時に要するエネルギーを化石燃料の消費量に換算して比較すると、人工乾燥製材が 100kg/m³、鋼材が 5,320kg/m³、アルミニウムが 22,000kg/m³である

³ 林野庁計画課、経営企画課調べによる平成 12 年の総成長量(森林・林業統計要覧 2005)

-
- ⁴ 林野庁, 「平成 15 年木材需給表」
- ⁵ Bryant et al, World Resources Institute, “The Last Frontier Forests”, 1997 および World Resources Institute, “Atlas of Russia's Intact Forest Landscapes”, 2003
- ⁶ 森林火災のうち人為的理由によるものは、推計により異なるが 75-80%、それ以上とされる場合もある。例えば、1) Alexander S. Sheingauz 編, “Forest Fire Management in High Biodiversity Value Forests of the Amur-Sikhote-Alin Ecoregion: Scientific-technical Basis of the Project”, 2004、2). 国際ワークショップ「New Approaches to Forest Fires Management at an Ecoregional Level」(Khabarovsk, Russia 2003)の講演録など
- ⁷ Far Eastern Forestry Research Institute, Dynamic and State of Korean Pine-Broadleaf Forests of Primorie”, 2000 (原文ロシア語のみ)
- ⁸ WWF Russia, “Illegal Logging in the Southern Part of the Russian Far East”, 2002 (<http://www.wwf.ru/resources/publ/book/eng/13>)
- ⁹ <http://www.state.sc.us/forest/fprodjapan.pdf>
- ¹⁰ ロシア税関の公式データ(2003)に基づく WWF ロシア極東支部による分析
- ¹¹ ロシア税関の公式データ(2003)に基づく WWF ロシア極東支部による分析
- ¹² Ecotrust and Conservation International (1992) によると世界の温帯雨林は地上の 0.2%しか存在しない
- ¹³ Pacific GIS, Conservation International, “The Rain Forests of Home: An Atlas of People and Place”, Ecotrust, 1995
- ¹⁴ Alaska Rainforest Campaign, 2004
- ¹⁵ 2004 年連邦政府統計に基づく WTRN(世界温帯雨林ネットワーク)調べ
- ¹⁶ <http://www.earthroots.org/>
- ¹⁷ Bryant et al, World Resources Institute, “The Last Frontier Forests”, 1997
- ¹⁸ Jakarta Post, 2005/12/13 など
- ¹⁹ EIA/Telapak, “The Last Frontier”, 2005 など
- ²⁰ Bryant et al, World Resources Institute, “The Last Frontier Forests”, 1997
- ²¹ EIA/Telapak, “Timber Trafficking”, 2001 など
- ²² M. C. Wong, “Malaysian Forest Certification Process Fails to Address Indigenous Rights Issues”, 2001
- ²³ ブルーノ・マンサー財団プレスリリース, 2005 年 2 月 17 日
- ²⁴ Bryant et al, World Resources Institute, “The Last Frontier Forests”, 1997
- ²⁵ グリーンピース・ジャパン, 「グリーンピース調査レポート 森林破壊の連鎖III パプアニューギニアの原生林破壊に関わる日本市場」, 2004 年 2 月
- ²⁶ Greenpeace International Press Release 31/07/2001
- ²⁷ Greenpeace International, “Logging in the Amazon”, <http://www.greenpeace.org/international/campaigns/forests/amazon/logging-in-the-amazon>
- ²⁸ 山根正伸, ロシアにおける森林経営と木材生産等に関する調査事業, 2005
- ²⁹ 林野庁, 木材需給実績, 2003
- ³⁰ FSC による HCVF の定義:
http://www.fsc.org/keepout/content_areas/77/71/files/FSC_STD_01_001_FSC_Principles_and_Criteria_for_Forest_Stewardship_2004_04.PDF の 10 ページ
アメリカのワイ川連合による Endangered Forest の定義:
<http://www.forestethics.org/downloads/Endangered%20Forests%207%2005.pdf>,
<http://jatan.org/purchase/ef.pdf> (JATAN による部分訳)
- ³¹ GFTN ウェブサイト,
http://www.panda.org/about_wwf/what_we_do/forests/our_solutions/responsible_forestry/certification/gftn/
- ³² TFT ウェブサイト, <http://www.tropicalforesttrust.com/>

発行：特定非営利活動法人グリーンピース・ジャパン

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 8-13-11 N・Fビル 2F

TEL 03-5338-9800 FAX 03-5338-9817

<http://www.greenpeace.or.jp/>

WWF ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル 6F

TEL 03-3769-1711 FAX 03-3769-1717

<http://www.wwf.or.jp>

国際環境 NGO FoE Japan

〒171-0031 東京都豊島区目白 3-17-24 2F

TEL 03-3951-1081 FAX 03-3951-1084

<http://www.foejapan.org/>

(財)地球・人間環境フォーラム

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-18-1 虎ノ門 10 森ビル 5 階

TEL 03-3592-9735 FAX 03-3592-9737

<http://www.gef.or.jp/>

熱帯林行動ネットワーク(JATAN)

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-29-7-801

TEL 03-5367-2865 FAX 03-5367-8379

<http://jatan.org/>

発行日：2006年8月23日



この報告書は、WWF・日興グリーン・インベスターズ基金の支援を受けて作成されました。